

四日市市告示第457号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による、建築協定書が提出されたので、同法第71条の規定に基づき、公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供する。

令和5年7月7日

四日市市長 森 智広

1 縦覧に供する文書

四日市市陽光台地域建築協定（案）

2 縦覧期間

令和5年7月7日から令和5年7月27日まで

3 縦覧時間

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部建築指導課（四日市市役所本庁舎4階）

（都市整備部建築指導課）